

静岡市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査

調 査 票

“静岡市はひとり親家庭を応援します”
～子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちづくり～



【調査ご協力をお願い】

日頃から静岡市の児童福祉行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

静岡市では、ひとり親世帯及び寡婦世帯の皆様が安定した生活を維持できるよう、「ひとり親家庭等自立促進計画」の見直しを予定しております。そこで、対象となる皆様の生活状況やご意見を把握し、この計画に反映させるためにアンケート調査を実施することといたしました。

この調査は、児童扶養手当の受給資格がある方から無作為に抽出し調査票を送付して、ご協力をお願いしております（寡婦世帯には、別に送付しています）。

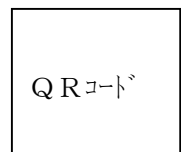
アンケートの結果を参考に静岡市の事業を充実させていくことになりますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、皆様からご回答いただいた調査票は、上記目的以外に使用することはありません。

【ID（半角英数字）： パスワード（半角英数字）：】

回答は下記いずれかの方法で上記の ID、パスワードで回答フォームから回答してください。

- ①インターネットで URL () を直接入力
②スマートフォン・タブレット端末で QR コードをよみとり、回答
フォームから回答してください。



令和 7 年 10 月

静岡市長 難波 喬司

【記入上の注意・お願い】

- 1 この調査は宛名のご本人がお答えください。
- 2 回答は、数字等を記入するものと、回答の数字を○で囲むものがあります。設問の指示に沿ってお答えください。

＜お問合せ＞

静岡市こども未来局こども家庭福祉課
 電話：０５４－２２１－１５６５

質 問

あなたとあなたのご家族について

Q 1 あなたのお住まいの区は、次のどれですか。

- ①葵区 ②駿河区 ③清水区

Q2 あなたの世帯は、次のどれですか。

- ① 母子世帯（現在20歳未満の子どもを扶養している母子家庭）
- ② 父子世帯（現在20歳未満の子どもを扶養している父子家庭）
- ③ 寡婦世帯（かつて母子家庭として20歳未満の子どもを扶養していた方）

Q 3 あなたの現在の年齢は、次のどれですか。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 20歳未満 | ② 20歳～24歳 | ③ 25歳～29歳 |
| ④ 30歳～34歳 | ⑤ 35歳～39歳 | ⑥ 40歳～44歳 |
| ⑦ 45歳～49歳 | ⑧ 50歳～54歳 | ⑨ 55歳～60歳 |
| ⑩ 60歳以上 | | |

Q 4 現在の世帯員は何人ですか。該当する区分欄ごとにそれぞれの人数を記入してください。
※世帯員とは、あなたを除いた「世帯全員の住民票の写し」に記載されている方です。

子どもの人数						
小学校 入学前	小学生	中学生	高校生	大学、短大 専門学校等	就 職	その他
人	人	人	人	人	人	人

その他の世帯員の人数			
あなたの 父母	あなたの 兄弟姉妹	あなたの 祖父母	その他
人	人	人	人

Q5 こども園・保育園等への入園を希望しているものの、待機している
お子さんはいらっしゃいますか

- ① いる ② いない

①とお答えの方

人

Q6 ひとり親世帯になった理由は次のうちどれですか。

- ① 離婚 ② 死別 ③ 未婚
④ その他（具体的に：

Q 7 現在の世帯の構成は、次のどれですか。

- ① 自分と子どもだけの世帯 ② 三世代世帯（四世代以上含む）
③ 単身 ④ その他の世帯

Q 8 ひとり親世帯となった当時、それまでと比べてお困りになったことがありましたか。主なものを3つ以内でお答えください。

- ① 収入がなくなったこと ② 収入が減ったこと
- ③ 自分の就職 ④ 子どもの養育、教育
- ⑤ 住居の問題 ⑥ 相談相手がいなかったこと
- ⑦ 家事のこと ⑧ まわりの人の見る目が変わった
- ⑨ 年金、健康保険などの社会保障制度の切替え手続き
- ⑩ 特になかった
- ⑪ その他（具体的に： _____ ）

あなたの住まいについて

Q 9 あなたのお住まいは、次のどれですか。

- ① 持ち家（自分又は家族の家） ② 親戚の家に同居
- ③ 公営・公団・公社の賃貸住宅 ④ 借家・アパート・賃貸マンション
- ⑤ 間借り ⑥ 社宅（住込みを含む）
- ⑦ その他（具体的に： ）

Q10 あなたは、現在のお住まいを変わりたいとお考えですか。

- ① 変わりたいと思う → **Q 1 1へお進みください**
- ② 変わりたいと思わない → **Q 1 2へお進みください**

Q11 Q10で「① 変わりたいと思う」とお答えになった方へおたずねします。
以下のQ11-1からQ11-3までについてお答えください。

Q 1 1-1 その理由は次のどれですか。主なものを1つお答えください。

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 家賃が高い | ② 家が狭い |
| ③ 建物が古い、設備が悪い | ④ 周囲の環境がよくない |
| ⑤ 仕事の都合（職場から遠い等） | ⑥ 子どもの学校関係 |
| ⑦ 立ち退きを要求されている | |
| ⑧ その他（具体的に： | ） |

Q 11-2 どのようなところへ変わりたいですか。1つお答えください。

- ① 持ち家（自分又は家族の家） ② 親戚の家に同居
- ③ 公営・公団・公社の賃貸住宅 ④ 借家・アパート・賃貸マンション
- ⑤ 間借り ⑥ 社宅（住込みを含む）
- ⑦ その他（具体的に： ）

Q 11-3 「変わりたいと思う」とお答えになった方で、変わらない理由があるとしたら、それはなんですか。
主なものを2つ以内でお答えください。

- ① 適当な家がみつからない ② 公営住宅の抽選に当選しない
③ 転居資金が不足している ④ 子どもの学校の問題で転居が難しい
⑤ 仕事の関係で転居が難しい
⑥ その他（具体的に： ）

あなたの仕事について

(※全ての方にうかがいます。)

Q12 現在、あなたは収入のある仕事に就いていますか。

- ① 仕事に就いている → Q13へお進みください
- ② 仕事に就いていない → Q19へお進みください

Q13 Q12で「① 仕事に就いている」とお答えになった方におたずねします。
以下のQ13-1及びQ13-2についてお答えください。

Q 1 3 - 1 現在いくつの仕事に就いていますか。

- ① 1つ → Q13-2回答後、Q15へお進みください
 ② 2つ → Q13-2回答後、Q14へお進みください
 ③ 3つ以上 → Q13-2回答後、Q14へお進みください

Q13-2 1日あたり平均の就労時間は、およそどのくらいですか。
2つ以上の仕事についている方は、合計の時間数をお答えください。

- ① 4時間未満 ② 4時間～5時間未満
③ 5時間～6時間未満 ④ 6時間～7時間未満
⑤ 7時間～8時間未満 ⑥ 8時間～9時間未満
⑦ 8時間～9時間未満 ⑧ 9時間～10時間未満 ⑨ 10時間以上

Q14 Q13-1で「② 2つ、③ 3つ以上」とお答えになった方におたずねします。
2つ以上の仕事に就いている理由は何ですが。主なものを1つお答えください。

- ① 1つの仕事では生活が困難なため
- ② 貯蓄のため
- ③ 知人等に誘われたため
- ④ フルタイムでの雇用がないため
- ⑤ その他（具体的に：

回答後、
Q15へ
お進みください

Q 15 仕事の形態は、次のどれですか。

- ① 雇用されている（会社員、アルバイトなど） → Q16へお進みください
- ② 自営業（商店主、農家など） → Q17へお進みください
- ③ その他（具体的に： ） → Q17へお進みください

Q 1 6 Q 1 5で「① 雇用されている」とお答えになった方におたずねします。
以下のQ 1 6－1からQ 1 6－5までについてお答えください。
2か所以上で仕事をしている場合は、最も収入の多いものについてお答えください。

Q16-1 仕事の種類は、次のどれにあたりますか。

- ① 事務
- ② 販売（小売店員、飲食店員、保険外交員など）
- ③ 専門職（教員、保育士、看護師、設計士など）
- ④ 製造・加工業、労務作業（機械組立、印刷、紡績、建設作業など）
- ⑤ サービスの仕事（ホームヘルパー、理容師、美容師、家政婦など）
- ⑥ その他（具体的に：

Q16-2 その仕事に就いたきっかけは、どのようなものですか。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 公共職業安定所等公共機関の紹介 | ② 民間職業斡旋会社の紹介 |
| ③ 親や親族などの紹介 | ④ 知人などの紹介 |
| ⑤ 求人情報誌で見つけた | ⑥ 新聞、チラシ等で見つけた |
| ⑦ 人材派遣会社からの派遣 | ⑧ 卒業した学校等の紹介 |
| ⑨ 学校(高校、大学等)在学中に内定 | |
| ⑩ その他(具体的に： |) |

Q 16-3 雇用形態は、次のどれですか。

- ① 正社員
② パート・アルバイト
③ 契約社員
④ 派遣社員

Q 16-4 平日の日中以外の勤務がありますか。

- ① 早朝（５～８時） ② 夜勤（２０時～２２時）
③ 深夜勤務（２２時～５時） ④ 土曜出勤
⑤ 日曜・祝日出勤 ⑥ 平日日中以外の勤務はない
⑦ その他（具体的に： ）

Q 16-5 あなたは、現在の仕事を変わりたいと思っていますか。

- ① 思っている → **Q16-6へお進みください**
 ② 思っていない → **Q17へお進みください**

Q16-6 Q16-5で「① 思っている」とお答えの方へおたずねします。
変わりたいと思う主な理由を1つお答えください。

- ① 収入が少ない ② 勤務時間が長い ③ 仕事がつらい
④ 通勤に時間がかかる ⑤ 現在の仕事の内容が自分に向かない
⑥ 子どもの世話をする時間がない ⑦ 職場での人間関係
⑧ その他（具体的に： ）

回答後、Q17へお進みください

Q17 ひとり親世帯になった当時、あなたは収入のある仕事に就いていましたか。

- ① 仕事に就いていた → Q18へお進みください
- ② 仕事に就いていなかった → Q20へお進みください

Q18 Q17で「① 仕事に就いていた」とお答えの方におたずねします。
以下のQ18-1についてお答えください。

Q 18-1 その仕事は、現在の仕事と同じですか。

- ① 同じである → Q20へお進みください
- ② 仕事の内容は同じだが、勤務先が変わった
- ③ 勤務先は同じだが、勤務する場所が変わった
- ④ 勤務先は同じだが、正社員からパート職員に変わった
- ⑤ 勤務先は同じだが、パート職員から正社員に変わった
- ⑥ 違う仕事に変わった
- ⑦ その他（具体的に： ）

回答後、
Q18-2へ
お進みください

Q 18-2 仕事、勤務先、勤務場所等を変われた理由はなんですか。
主なものを3つ以内でお答えください。

- ① 収入を増やすため
- ② 自宅を引っ越すため
- ③ 自宅から近い勤務先が変わるため
- ④ 勤務時間を短くするため
- ⑤ 勤務先が閉鎖したため
- ⑥ 勤務先から解雇されたため
- ⑦ 仕事の内容が向かなかったため
- ⑧ 職場での人間関係
- ⑨ 勤務先からの指示による（人事異動、転勤等）
- ⑩ その他（具体的に：

回答後、
Q20へ
お進みください

Q19 Q12で「② 仕事に就いていない」とお答えの方におたずねします。
以下のQ19-1及びQ19-2についてお答えください。

Q19-1 仕事に就いていない主な理由はなんですか。

- ① 適当な仕事がない ② 病弱なため ③ 育児、子育てのため
④ 家族の看病 ⑤ 働かなくても経済的に困らない
⑥ 技能・技術の勉強中 ⑦ どんな仕事に就いたらいいかわからない
⑧ その他（具体的に： ）

Q 19-2 ひとり親世帯になってから、これまでに仕事をしたことはありますか。

- ① 仕事をしたことがある → **Q19-3へお進みください**
 ② 仕事をしたことがない → **Q19-4へお進みください**

Q19-3 直前にしていた仕事をやめた主な理由を1つお答えください。

- ① 勤務先が閉鎖した
- ② 勤務先から解雇された
- ③ 仕事の内容が向かなかった
- ④ 職場での人間関係
- ⑤ 子どもの世話をする時間がなかった
- ⑥ 病気・怪我等
- ⑦ 働く必要がなくなった
- ⑧ 収入が少なかった
- ⑨ その他（具体的に：

回答後、
Q19-4へ
お進みください

Q 19-4 今後、就業の希望がありますか。

- ① 就業の希望がある → **Q19-5へお進みください**
- ② 就業の希望がない → **Q20へお進みください**

Q19-5 Q19-4で「① 就業の希望がある」とお答えになった方のみ
お答えください。 どのような仕事を希望しますか。

- ① 事務
- ② 販売（店員、保険外交員など）
- ③ 専門職（教員、保育士、看護師、設計士など）
- ④ 製造・加工業、労務作業（機械組立、印刷、紡績、建設作業など）
- ⑤ サービスの仕事（ホームヘルパー、理容師、美容師、家政婦など）
- ⑥ その他（具体的に：

(※全ての方にうかがいます。)

Q 2 0 あなたは、資格、免許などをお持ちですか。
下の表のそれぞれの資格について回答欄の該当する番号のいずれかに
○をつけてください。

下の表のそれぞれの資格について回答欄の該当する番号のいずれかに○をつけてください。

- ① 持っている ② 持っていないが、今後身に付けたい
③ 持っていないし、今後身に付ける予定もない

資格・免許	回答欄
栄養士・調理師	① ② ③
看護師・保健師	① ② ③
社会・介護福祉士	① ② ③
理容師・美容師	① ② ③
ワープロ・パソコン	① ② ③
珠算・簿記	① ② ③
その他（ ）	① ② ③

資格・免許	回答欄
教員・保育士	① ② ③
ホームヘルパー	① ② ③
医療事務	① ② ③
自動車運転	① ② ③
和裁・洋裁・着付け	① ② ③
外国語	① ② ③

あなたのお宅の家計について

Q 2 1 あなたの世帯の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの
1年間の所得額はいくらですか。

税込の金額でお答えください。事業所得の方は、必要経費を差し引いた金額です。

1年間の金額が分からない場合は、1か月分の金額を12倍するなどして計算してください。

- | | | | | |
|---|-----------------|---------|---|---------------|
| ① | 0～ | 50万円未満 | ② | 50万円～100万円未満 |
| ③ | 100万円～ | 150万円未満 | ④ | 150万円～200万円未満 |
| ⑤ | 200万円～ | 250万円未満 | ⑥ | 250万円～300万円未満 |
| ⑦ | 300万円～ | 350万円未満 | ⑧ | 350万円～400万円未満 |
| ⑨ | 400万円～ | 450万円未満 | ⑩ | 450万円～500万円未満 |
| ⑪ | 500万円～1,000万円未満 | | ⑫ | 1,000万円以上 |

Q 2 2 Q6でひとり親世帯になった理由が「①離婚」「③未婚」である方におたずねします。
※Q6でひとり親世帯になった理由が「②死別」「④その他」の方は、Q24へお進みください。

Q 2 2 - 1 あなたは、子どもの養育費や面会交流のことで、だれか（どこか）
に相談しましたか。主なものを1つお答えください。

- | | | |
|----------------|----------------|---------|
| ① 親族 | ② 知人・友人 | ③ 弁護士 |
| ④ 静岡市母子寡婦福祉会 | ⑤ ひとり親サポートセンター | |
| ⑥ 静岡市こども家庭センター | ⑦ 家庭裁判所 | ⑧ NPO法人 |
| ⑨ 相談していない | ⑩ その他（具体的に： | ） |

Q 2 2 - 2 養育費の取決めの状況についてお答えください。

- | | | |
|-------------|---|----------------------|
| ① 取決めをしている | → | <u>Q22-3へお進みください</u> |
| ② 取決めをしていない | → | <u>Q22-4へお進みください</u> |

Q 2 2 - 3 取決めの方法についてお答えください。

- | |
|---------------------------------|
| ① 公正証書（公証人役場）又は 調停調書・審判書（家庭裁判所） |
| ② 父母両者の協議（文書 <u>あり</u> ） |
| ③ 父母両者の協議（文書 <u>なし</u> ） |

回答後、Q22-5へお進みください

Q 2 2 - 4 あなたが養育費の取決めをしていない理由のうち最も近いものを1つお答えください。

- ① 自分の収入等で経済的に問題がないから
- ② 取決めの交渉がわずらわしいから
- ③ 相手に支払う意思や能力がないと思ったから
- ④ 相手に養育費を請求できとは思わなかったから
- ⑤ 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
- ⑥ 取決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
- ⑦ 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
- ⑧ 相手と関わりたくないから
- ⑨ その他（具体的に：_____）

回答後、
Q22-5へ
お進みくださ

Q 2 2 - 5 あなたの離別した相手からのお子さんへの養育費の受給の状況についてお答えください。

- ① 現在も受けている

月額平均： 円

→ Q23へお進みください

- ② 受けたことがあるが、現在は受けていない

月額平均： 円（当時）

→ Q23へお進みください

- ③ 受けたことがない → Q23へお進みください

Q23 Q6でひとり親世帯になった理由が「①離婚」「③未婚」である方におたずねします。
※Q6でひとり親世帯になった理由が「②死別」「④その他」の方は、Q24へお進みください。

Q23-1 面会交流の取決めの状況についてお答えください。

- ① 取決めをしている → **Q23-2へお進みください**
② 取決めをしていない → **Q23-4へお進みください**

Q23-2 取決めの方法についてお答えください。

- ① 公正証書（公証人役場）又は 調停調書・審判書（家庭裁判所）
- ② 父母両者の協議（文書あり）
- ③ 父母両者の協議（文書なし）

Q 2 3 - 3 面会交流の頻度についてお答えください。

- ① 月2回以上 ② 月1回以上2回未満 ③ 2～3か月に1回以上
④ 4～6か月に1回以上 ⑤ 長期休暇中（学校の夏休みなど）
⑥ その他（具体的に： ）

Q 2 3 - 4 あなたが面会交流の取決めをしていない理由のうち最も近いものを1つお答えください。

- ① 取決めの交渉がわずらわしいから
- ② 子どもが会いたがらないから
- ③ 取決めをしなくても交流できているから
- ④ 面会交流の取決めができるとは思わなかったから
- ⑤ 子どもの連れ去りや虐待の恐れがあるから
- ⑥ 取決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
- ⑦ 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
- ⑧ 相手と関わりたくないから
- ⑨ その他（具体的に： _____）

$$\left. \vphantom{\int_0^1} \right\}$$

あなたのお子さんの教育等について

(※全ての方にうかがいます。)

Q 2 4 あなたは、現在、お子さんについて何かお悩みになっていることがありますか。
 主なものを3つ以内でお答えください。

- ① 育児 ② しつけ ③ 教育・進学
④ 人間関係 ⑤ 就職 ⑥ 結婚
⑦ 病気、障害 ⑧ 非行
⑨ その他（具体的に： ）
⑩ 特にない

あなたの生活等について

Q25 あなたが病気や用事の時などで一時的に援護が必要になったとき、身の回りの世話は、主にどなたがしますか（する予定ですか）。

- ① 同居の親族 ② 別居の親族 ③ 近所の人
④ 知人・友人 ⑤ 日常生活支援事業の家庭生活支援員
⑥ ホームヘルパー ⑦ いない
⑧ その他（具体的に： ）

Q 2 6 お子さんのいらっしゃる方のみお答えください。

お子さんが病気などで一時的に援護が必要になったとき、身の回りの世話は、主にどなたがしますか（する予定ですか）。

- ① あなた自身 ② 同居の親族 ③ 別居の親族
- ④ 知人・友人・近所の人、家政婦など
- ⑤ ホームヘルパー・日常生活支援事業など公的制度の利用
- ⑥ いない ⑦ その他（具体的に： ）

Q 2 7 あなたは、現在お悩みになっていることがありますか。

- ① ある → Q28へお進みください
- ② ない → Q29へお進みください

Q 2 8 Q 2 7で「① ある」とお答えになった方へお聞きします。

その内容の主なものを、6つ以内でお答えください。

- ① 生活費のこと ② 医療費のこと
- ③ 教育費のこと ④ 仕事のこと
- ⑤ 住まいのこと ⑥ 病気のこと
- ⑦ 子どものこと ⑧ 家族のこと
- ⑨ 近所つきあいのこと ⑩ 相談相手がいないこと
- ⑪ 借入金の返済のこと
- ⑫ その他（具体的に： ）

Q 2 9 Q 2 7で「① ある」とお答えになった方へお聞きします。

だれか（どこか）に相談しましたか。主なものを1つお答えください。

- ① 親族 ② 知人・友人 ③ 弁護士
- ④ 静岡市母子寡婦福祉会 ⑤ ひとり親サポートセンター
- ⑥ 静岡市こども家庭センター ⑦ 家庭裁判所 ⑧ N P O法人
- ⑨ 相談していない ⑩ その他（具体的に： ）

Q 3 0 あなたは、過去1年間に、お金が足りなくて、お子さんが必要とする文具や教材が買えないこと、学校に係る経費の支払いに苦慮したことがありましたか。

- ① ある
- ② これまでにはないが、今後その可能性がある
- ③ これまでになく、今後もその可能性はない（可能性は低い）

福祉制度・施設の利用・受給状況について

(※全ての方にうかがいます。)

Q 3 1 次の制度の利用状況、満足度、今後の利用意向について、下の表のそれぞれ該当する番号に○をつけてください。

- 【A】 制度等の認知度・利用状況についてお答えください。
 【B】 制度等の今後の必要性についてお答えください。
 【C】 今後の利用意向についてお答えください。

制度・施設	【A】 認知度・利用状況	【B】 必要性	【C】 利用意向
	1 利用している又は利用したことがある 2 知っているが利用したことはない 3 知らなかった	1 もっと充実して欲しい 2 このままで良い 3 廃止又は縮小すべきだ	1 今後も引き続き利用する 2 今後利用したい 3 利用するつもりはない又は利用できない
【児童扶養手当】 18歳に達する最初の3月31日までの子どもがいるひとり親家庭の母・父に支給 子ども1人の場合、月額46,690円～11,010円	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【ひとり親家庭等医療費助成制度】 ひとり親家庭の母・父・子どもにかかる医療費を助成	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【交通遺児等福祉手当】 義務教育中の子どもの父母等が、交通事故等により死亡又は一定の障害状態となった場合に支給 子ども1人につき月額5,000円	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【母子父子寡婦福祉資金貸付金】 ひとり親家庭の母・父、寡婦に対する子どもの就学にかかる修学資金等の貸付制度	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【自立支援教育訓練給付金】 ひとり親家庭の母・父を対象に、資格取得のための指定講座を受講後、受講費用の一部を支給	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【高等職業訓練促進給付金】 ひとり親家庭の母・父を対象に、指定の資格取得のため養成機関で6ヶ月以上修業した場合、一定の期間給付金を支給	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【母子家庭等就業・自立支援センター】 ひとり親家庭の母・父、寡婦に対する職業相談・資格取得講習会・無料職業相談等の就労支援機関	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【養育費相談、面会交流支援事業】 母子家庭等就業・自立支援センターが養育費の相談及び父母の間に入り面会交流を支援	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【母子自立支援プログラム策定等事業】 児童扶養手当受給者に、プログラム策定員がアドバイスし、就労を支援する事業	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3

制度・施設	【A】 認知度・利用状況	【B】 必要性	【C】 利用意向
	1 利用している又は利用したことがある 2 知っているが利用したことはない 3 知らなかった	1 もっと充実して欲しい 2 このままで良い 3 廃止又は縮小すべきだ	1 今後も引き続き利用する 2 今後利用したい 3 利用するつもりはない又は利用できない
【マザーズハローワーク】 子育て中の方に対する子育てに配慮した仕事の相談・紹介、子育て関連の情報提供、保育関連の相談	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【ひとり親家庭生活支援事業】 ひとり親家庭の児童が気軽に相談できる援助員（ホームフレンド）を派遣	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【母子家庭等日常生活支援事業】 ひとり親家庭の母・父、寡婦を対象に、生活援助や子育て支援を行う家庭生活支援員を派遣	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【母子生活施設支援（母子寮）】 保護を必要とする配偶者のない女子等やその子どもの自立に向け生活を支援	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【就学援助制度】 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に、学用品費や給食費などの一部を援助	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【スクールソーシャルワーカー】 貧困や虐待など複雑な問題を抱える子ども・家庭を支援、学校と福祉機関との連携を補助	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【ひとり親家庭相談窓口】 葵区子育て支援課内に配置された就労支援専門員による就労、生活についての相談	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【子どもの貧困対策学習支援事業】 生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもを対象として居場所を提供、学習・生活を支援	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【こども家庭センター】 子ども、家庭、地域などから、子ども及び子どもを取り巻く家庭の問題について相談	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業】 高等職業訓練促進給付金の受給資格者を対象に、入学や就職にかかる費用を貸付または母子・父子自立支援プログラムの策定を受けたひとり親に、住宅支援資金を貸付	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【高等学校卒業程度認定試験合格支援】 ひとり親家庭の母・父、またはその子どもを対象に、就職や転職等のために高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合等に、給付金を支給	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3
【養育費取決め・確保支援補助金】 養育費の取決めの対象となる 20 歳未満の児童を扶養しているひとり親の方を対象に、養育費の取決めや養育費保証契約のための手続きにかかった費用を補助	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3

Q 3 2 市などの公共機関において、ひとり親世帯を対象とした相談・支援事業を行う場合、どのような内容を期待しますか。主なものを3つ以内でお答えください。

- ① 就職に関する相談・支援
② 職業能力に関する相談・支援
③ 生活に関する相談・支援
④ 子育てに関する相談・支援
⑤ 住宅に関する相談・支援
⑥ 養育費、面会交流に関する相談・支援
⑦ 家計に関する相談・支援
⑧ その他（具体的に： ）

Q33 市等の施策について、今後希望することを6つ以内でお答えください。

- ① 教育費の援助
- ② 保育所（園）の充実
- ③ 放課後児童クラブ（学童保育）の充実
- ④ 公営住宅への入居促進
- ⑤ 結婚相談やあっせん
- ⑥ 母子世帯・父子世帯・寡婦の交流、情報交換の推進
- ⑦ 資格・技能習得のための講習会の実施
- ⑧ 子どもの学習支援
- ⑨ 夜間、子どもを預かる事業
- ⑩ 在宅での就業を希望する者への支援
- ⑪ 養育費の相談や面会交流への支援
- ⑫ その他（具体的に：

Q34 ひとり親に関わる団体、サークル等に参加していますか。

- ① 静岡市母子寡婦福祉会に加入している → Q35へお進みください
- ② 他の団体、NPO団体に加入している（団体名 ）
→ Q35へお進みください
- ③ 個人的なグループ、サークルに加入している → Q34-1へお進みください
- ④ 加入していない → Q34-1へお進みください
- ⑤ そのような団体を知らない → Q34-1へお進みください

Q34-1 Q34で「③ 加入していない」「④ そのような団体を知らない」とお答えになった方へお聞きします。今後加入したいと思いますか。

- ① 思う
② 思わない
③ 分からない

(※全ての方にうかがいます。)

Q 3 5 これまでお伺いしたことのほか、ご意見・ご要望がございましたらご入力ください。

～ 調査にご協力いただき、ありがとうございました。～

～アンケートの結果を参考に静岡市の事業を充実させていくことになります。～



清水区 シズラ

同封のチラシに記載の場所において、ひとり親家庭の様々な問題解決へ向けてのお手伝いをしています。専門の相談員がお話をお聞きしますので気軽にご相談ください。